

長門市スポーツ合宿誘致事業補助金交付要綱

(令和4年4月1日規約第1号)

改正 令和5年4月1日規約第1号

令和6年4月1日規約第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ合宿を誘致することにより、スポーツツーリズムを推進するとともに、交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、合宿に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) スポーツ競技団体 高等学校生、高等専門学校生、専修学校生、大学生（以下「学生」という。）又は法人が設立し、社会人で構成される団体もしくはその他会長が特に必要と認める団体で、スポーツ競技を行うことを目的として設置された団体をいい、当該団体の構成員には、選手（補欠を含む。）、顧問、部長、監督、コーチ、マネージャー等を含むものとする。
- (2) 対象施設 長門市俵山多目的交流広場、ながとスポーツ公園、長門農業者トレーニングセンター、ながと総合体育館及び長門市スポーツ施設条例第2条に規定する施設をいう。
- (3) 宿泊施設 長門市内の、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業を営む施設をいう。ただし、次に掲げる施設を除く。

ア 合宿所

イ スポーツ施設に付随する宿所

ウ バンガロー

エ キャンプ場

オ その他補助金の趣旨に合致しないと認められる施設

- (4) 合宿 スポーツ競技団体が、宿泊施設に宿泊し、対象施設においてスポーツの技術向上を目的に練習又は研修等を行うことをいう。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付の対象となる合宿は次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

- (1) 長門市外のスポーツ競技団体であること。
- (2) 延べ宿泊数が10泊以上であること。
- (3) 各種大会会議等への参加を目的としないもの。
- (4) 営利を目的とするものでないこと。
- (5) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (6) 公序良俗に反しないものであること。
- (7) 国、都道府県及び他の地方公共団体等から助成を受けていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、社会人で構成される団体が延べ宿泊数に1泊あたり3,000円を乗じて得た額、学生で構成される団体が延べ宿泊数に1泊あたり1,000円を乗じて得た額とし、1回の合宿において同一補助対象者が受けられる補助金の額は、宿泊日数に10万円を乗じて得た額(最高50万円)を限度とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、合宿を始める6ヶ月前から15日前までの間に、長門市スポーツ合宿誘致事業補助金合宿計画書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 参加者名簿(様式第2号)

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(補助金の交付承認)

第6条 会長は、前条の計画書の提出があったときは、審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を承認し、長門市スポーツ合宿誘致事業補助金交付承認通知書(様式第3号)により、前条の計画書を提出した者(以下「補助対象者」という。)に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付を承認する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(計画の変更等)

第7条 補助対象者は、合宿の計画を変更しようとするときは、速やかに長門市スポーツ合宿誘致事業補助金計画変更書(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の計画変更書の提出があったときは、審査の上、交付承認額を変更する必要があると認めるときは、長門市スポーツ合宿誘致事業補助金交付変更承認通知書(様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

(宿泊料等の清算)

第8条 補助対象者は、合宿が終了したときは、速やかに宿泊料等の額から交付承認額を差し引いた額を宿泊施設に支払わなければならない。

(補助金の請求及び支払)

第9条 宿泊施設は、補助対象者が宿泊料等を清算したときは、長門市スポーツ合宿誘致事業補助金請求書(様式第6号)に請求明細書(様式第7号)を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、審査の上、適当と認めるときは、宿泊施設に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第10条 会長は、虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付承認を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規約第1号）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日規約第2号）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号

令和 年 月 日

一般社団法人長門市観光コンベンション協会会長 様

団体名

代表者名

電話番号

印

令和 年度 長門市スポーツ合宿誘致事業補助金合宿計画書

下記のとおり長門市でスポーツ合宿を実施したいので、長門市スポーツ合宿誘致事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

団体の名称	
実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用施設	
参加予定人数	人（別添参加者名簿のとおり）
宿泊施設名	
延べ宿泊予定人数	人
合宿の目的	
合宿日程	
長門市への交通手段・経路	

【添付書類】

- ・参加者名簿（様式第 2 号）
- ・その他関係書類

様式第 2 号

参加者名簿

No.	氏 名	役職	No.	氏 名	役職
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

様式第3号

指令長観 CV 協第 号
令和 年 月 日

様

一般社団法人長門市観光コンベンション協会
会長 大谷 峰 一

令和 年度 長門市スポーツ合宿誘致事業補助金交付承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった長門市スポーツ合宿誘致事業補助金について、下記のとおり交付の決定をしたので、長門市スポーツ合宿誘致事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付承認額 金 _____ 円

2. 補助金の交付条件

- (1) この補助金の対象となる合宿は、合宿計画書記載のとおりとする。
- (2) 合宿の計画を変更しようとするときは、速やかに長門市スポーツ合宿誘致事業補助金計画変更書（様式第4号）を、会長に提出しなければならない。
- (3) 合宿が終了したときは、速やかに宿泊料等の額から交付承認額を差し引いた額を宿泊施設に支払わなければならない。

様式第 4 号

令和 年 月 日

一般社団法人長門市観光コンベンション協会会長 様

団体名

代表者名

電話番号

印

令和 年度 長門市スポーツ合宿誘致事業補助金計画変更書

令和 年 月 日付で交付決定のありました長門市スポーツ合宿誘致事業補助金について、下記とおり計画を変更したいので、長門市スポーツ合宿誘致事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更理由及び内容

【添付書類】

・ 関係書類

様式第 5 号

指令長観 CV 協第 号
令和 年 月 日

様

一般社団法人長門市観光コンベンション協会
会 長 大 谷 峰 一

令和 年度 長門市スポーツ合宿誘致事業補助金変更交付承認通知書

令和 年 月 日付けで変更申請のあった長門市スポーツ合宿誘致事業補助金について、
下記のとおり交付承認額を変更したので、長門市スポーツ合宿誘致事業補助金交付要綱第 7 条第 2
項の規定により通知します。

記

1. 当初交付決定 令和 年 月 日付け指令長観 CV 協第 号
2. 補助金の交付承認額 変更前 金 _____ 円
- 変更後 金 _____ 円

一般社団法人長門市観光コンベンション協会会長 様

宿泊施設名

代表者名

印

電話番号

令和 年度 長門市スポーツ合宿誘致事業補助金請求書

長門市スポーツ合宿誘致事業補助金について、長門市スポーツ合宿誘致事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、以下のとおり請求します。

請求金額 _____ 円也

振込先

銀行等 (ゆうちょ銀行以)	金融機関名					店名	店所					
	預金種別	普通・当座		口座番号								
ゆうちょ銀行	記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)					番号 (右づめで記入してください)						
	1			0	※							
フリガナ												
口座名義												

【添付書類】

- ・請求明細書 (様式第 7 号)

様式第7号

請求明細書

宿泊期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			泊数	泊	宿泊人数	人				
宿泊等の料金				休憩・昼食等の料金				立替金の料金			
区分	単価	数量	料金	区分	単価	数量	料金	区分	単価	数量	料金
宿泊料											
小計				小計				小計			
消費税				消費税				消費税			
スポーツ合宿補助金			△								
合計①				合計②				合計③			
総計 (①+②+③) 金											円也

領収書

様

金 円也

上記のとおり領収いたしました

令和 年 月 日

宿泊施設 住所

名称

印